

議会運営委員会記録

○開催日時

平成30年10月26日 午前9時58分～午前11時22分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（8人）

委員長	今塩屋 裕一	委員	福元 光一
委員	杉 蘭 道朗	委員	徳永 武次
委員	永 山 伸一	委員	成川 幸太郎
委員	宮 里 兼実	委員	帯田 裕達

○欠席委員（1人）

副委員長 持原 秀行

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 大田黒 博 広報委員長 松澤 力

○その他の議員

議員 井上 勝博 議員 坂口 健太

○説明のための出席者

総務部長	田代 健一		
総務課長	平原 一洋	議会事務局長	田上 正洋
文書法制室長	川畑 央	議事調査課長	砂岳 隆一

○事務局職員

事務局長	田上 正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳一
議事調査課長	砂岳 隆一	管理調査グループ員	堀之内 孝充
課長代理	瀬戸口 健一	議事グループ員	藤井 朋子
主幹兼議事グループ長	久米 道秋		

○審査事件等

- 1 次期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 FMさつませんだいを活用した議会広報について
 - 3 委員会のインターネット中継の取扱いについて
 - 4 議会構成替えに伴う臨時会の招集請求等について
 - 5 会派変更に伴う政務活動費の取扱いについて
 - 6 タブレット端末導入に伴う会議資料等の取扱いについて
 - 7 委員会条例改正に伴う申合せ事項の改正について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二）皆さん、おはようございます。本日は、12月定例会の会期日程についての議題であります。

それから、広報委員会のほうからFMさつまさんだいを活用した広報活動についての来年度の――今後に向けての方針が決まったようでありますので、その報告をしていただいて、御審議をお願いしたいと思います。

それから、委員会のインターネット中継については、今まで頭出しをしておりましたが、これについて具体的なものについて御提案申し上げます。

それから、各党派にお願いをしておりましたタブレット端末の使用に関する要綱について、結果を報告していただいて、できればきょうまとめをしたいということであります。

あと、5点以降につきましては、臨時会のあり方について提起をしておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、10月19日に株式会社薩摩川内市観光物産協会のほうから提出をされた問い合わせについての協議をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それから、10月4日以降の議長室の動きにつきましては、プリントをお願いしたところありますが、北薩3市2町の医療協議会の定例会が開催されまして、広域的な医療体制、特に周産期医療についての協議を行ってきたところあります。

サミットの実行委員会は、全国には最終的な打ち合わせがありまして、10月30日、31日に向けた大事な取り組みを協議をしたところあります。

それから、10月10日には、パナソニックパナサーズの合宿がまた今回も開催されて、企画経

済委員長に歓迎式に参加をしていただきました。

それから、10月13日は、それぞれ議員の方もたくさん参加をしていただきましたが、西回り自動車道の阿久根川内道路の起工式が阿久根インターチェンジで開催されて、いよいよ阿久根―川内間のスタートが切れたということで、大変うれしいことでもありますので、今後予算がつき次第、どんどん下ってくる、あるいはまたこっちから上っていくということになるだろうと思います。周辺の土地買収ができればかなりスムーズに進んでいくということですので、その点について、また、市全体で考えていく必要があるんじゃないかと思ひます。

それから、コンベンション施設整備に係るJR九州への要望を、市長と一緒にJR九州の社長のほうに申し入れをしました。全体的な構想はでき上がりましたので、それをもってJR社長のほうに、駐車場の建設要請をいたしました。社長としては、今までの経緯もあるので前向きに検討したいということでありました。

どうかよろしく御協議をお願いいたします。

△次期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（今塩屋裕一）まず、次期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）資料1、平成30年第5回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

次期定例会の会期は、11月28日から12月21日までの24日間とし、会期日程は11月28日の本会議で付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議を行い、翌29日の午後3時を質問通告締め切りとし、12月7日及び10日の本会議では、総括質疑並びに一般質問を行い、11日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託、12日を本会議予備日とし、13日に総務文教委員会、14日に生活福祉委員会、17日に産業建設委員会をそれぞれ開催願ひ、18日を委員会予備日とし、12月21日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいか

かと考えます。

なお、次期定例会に係る議運の開催予定ですが、中日の議運を12月10日の本会議終了後に、最終日の議運を12月21日の午前9時からそれぞれ計画しているところでございます。

最後に、各会派の質問者数につきまして、後日照会をさせていただきますので、会派内で御協議の上、回答くださるようお願いいたします。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありました。質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、次期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりすることで御了承願います。

以上で、次期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時4分休憩

~~~~~

午前10時6分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室、松澤広報委員長入室]

**○委員長（今塩屋裕一）** ここで、本会議に戻します。

△FMさつませんだいを活用した議会広報について

**○委員長（今塩屋裕一）** それでは、FMさつませんだいを活用した議会広報についてを議題とします。

本件については、広報委員会において検討が行われましたので、本日は松澤委員長に出席をお願いしております。

それでは、松澤委員長の説明をお願いします。

**○広報委員長（松澤 力）** 本日は、貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。

私からは、資料2にもありますとおり、FMさつませんだいを活用した議会広報についてということで、まず、御報告させていただきたいと思っております。

まず、資料のほう読ませていただきます。

平成30年3月定例会から、FMさつませんだいの「本市からの情報」コーナーにおいて、会期日程や一般質問等の情報を発信してきたところであるが、広報委員会では、より具体的な情報提供等ができないか検討を行いました。

検討の結果、詳細な取り組み内容については、構成替え後の新しい委員において検討いただくこととし、まずは、当初予算において10万円程度をめどに予算を確保することで意見集約がされました。

については、今後におけるFMさつませんだいを活用した議会広報について、次のとおり当初予算に反映することとしたいということで書かせていただいているんですけども、これまで議会だより編集委員会という以前の委員会だったんですけども、広報委員会と名前を変えさせていただいて、議会だより以外のツールを活用して議会の広報をしていこうということで、今取り組みを進めさせていただいて、その中の一つの取り組みとして、せっかく地元のラジオがあるということで、まずはFMさつませんだいを活用させていただいて、より市民の方に議会について理解を深めていただきたいということで、取り組みを今検討させていただいております。

今回はFMさつませんだいのラジオなんですけれども、今後、次の構成替え後の委員会においては、また委員の方からもSNSとか、ほかのツールも活用してやっていこうというアイデアもいただいておりますので、まずは、今回はこの予算に係る部分でFMさつませんだいで御提案させていただいております。

その下の内容については、少し具体的な内容なんですけれども、少し読ませていただきます。

「本市からの情報」コーナーによる広報を廃止した——今やっているところですね——上で、市議会独自の番組枠を確保して、本会議前に議会日程や傍聴案内を紹介するスポットCM、これはまだ案ですけども、1日4回程度、5日間程度の検討をしております。

②として、定例会後に議会や委員会における審議結果等を紹介するオリジナル番組、これも仮ですけど、時間の調整はできるんですけども、30分程度の番組を放送するというので、下に詳細の金額等は書かせていただいております。

ども、年間約10万円程度ということで、議会ごとに年4回ということで検討しております。

まだ詳細の内容、スポットCM、また番組については、委員会のメンバーもかわるということで、まずは、今回は予算の枠として確保させていただいて、詳細な内容については次の委員会の委員長を中心に委員会の方々でまた検討をいただいて、より充実した意義のある内容、CM番組にしていきたいということで、委員会のほうでは検討を進めさせていただいているというところでございます。

以上、まずは報告ということで皆様に御審議いただけたらと思っております。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、FMさつませんだいを活用した議会広報については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、FMさつませんだいを活用した議会広報についてを終了します。松澤委員長は御苦労さまでした。

[松澤広報委員長退室]

△委員会のインターネット中継の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）次に、委員会のインターネット中継の取扱いについてを議題といたします。

本件については、10月4日の委員会において各会派の意見が集約されましたので、本日の委員会でも内容を確認していただくこととしておりました。

それでは、事務局に説明をお願いします。

○議事調査課長（砂岳隆一）それでは、委員会のインターネット中継の取扱いについて、御説明いたします。

資料3をごらんください。

意見集約の結果でございますが、内容を御確認

いただきたいと思います。

委員会のインターネット中継を行うこととし、中継を行う委員会につきましては、常任委員会及び特別委員会（第3委員会室開催分）とするということでございます。

なお、委員会のインターネット中継につきましては、今後、事務局におきまして、中継に係る技術的な検討と、予算の関係がございましたので、財政当局との調整を進めていくということで集約いただいたところでございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、委員会のインターネット中継の取扱いについては、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、事務局においては、中継に係る技術的な検討と財政当局との調整結果について、報告してくださるようお願いいたします。

以上で、委員会のインターネット中継の取扱いについてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~  
午前10時12分休憩
~~~~~  
午前10時15分開議  
~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△議会構成替えに伴う臨時会の招集請求等について

○委員長（今塩屋裕一）次に、議会構成替えに伴う臨時会の招集請求等についてを議題とします。

まず、資料5-1について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）それでは、議会構成替えに伴います臨時会の招集請求について御説明いたします。

資料5-1をごらんください。

議会運営委員会委員及び常任委員会委員の任期満了に伴います、議会構成替えのための臨時会を11月20日及び21日に開催する予定としてございますが、臨時会の開催に当たりまして、次のとおり市長への招集請求するための手続が必要となります。

1、招集請求の必要性でございますが、臨時会の招集に当たりましては、付議事件をあらかじめ告示する必要がございますので、市長の付議事件がないため、議会から付議事件を示しまして招集請求を行う必要がございます。

下のほうに点線囲みで地方自治法の抜粋をしてございます。

第101条の第2項をごらんください。「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる」規定がございます。

上に戻っていただきまして、招集請求の手続につきましては、第101条第2項の規定によりまして、議会運営委員会の議決を経て、議長が市長に招集を請求することとなります。

3、協議事項でございます。

(1) 招集案件につきましては、先ほど申しましたとおり、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の任期満了に伴う選任についてということになります。

(2) 招集請求を行う日及び(3)の招集告示の件でございますが、これも点線囲みの地方自治法の抜粋を見ていただきたいと思います。第4項の「請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、請求の日から20日以内に臨時会を招集しなければならない」、また第7項で、「招集は、開会の日前、市にあっては7日、までにこれを告示しなければならない」規定がございますので、11月20日の臨時会を予定してございます。

上に戻っていただきまして、(2)の招集請求を行う日は臨時会招集日の18日前の11月2日金曜日といたしまして、(3)招集告示につきましては臨時会の7日前、1週間前の11月13日火曜日といたしたいというふうに考えてございます。

○委員長(今塩屋裕一) ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(今塩屋裕一) 質疑、意見はないと認めます。

それでは、資料のとおり、臨時会の招集の請求することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(今塩屋裕一) 御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、資料5-2から資料5-5までについては臨時会の開催に当たって、あらかじめ確認しておくべき事項等を整理してありますので、一括して事務局に説明を求めます。

○議事調査課長(砂岳隆一) 長くなりますが、資料5-2から5-5までについて一括して御説明いたします。

まず、資料5-2、臨時会の付議事件の取扱いについてをごらんください。

先ほど申し上げました任期満了となります議会運営委員会及び常任委員会委員の臨時会を招集請求する付議事件以外の案件につきましては、資料5-3で御説明いたしますが、辞職願等の提出に伴い、急施案件といたしまして臨時会に付議されることとなりますので、想定されます付議事件とその取り扱い、辞職願等の提出日につきまして御説明したいというふうに考えてございます。

まず、付議事件1と2でございますが、議長の辞職許可及び副議長の辞職許可でございます。後ほど申し上げますが、申し合わせに基づきまして辞職願の提出をしていただくこととなります。

なお、辞職願の提出日でございますが、臨時会の初日でございますが、20日の議事日程に掲載するため、前日の11月19日に提出いただくこととなります。

なお、付議事件の3でございますが、これにつきましては議長選挙、副議長選挙に伴いまして、議席の変更をする場合があるということで記載してございます。

4と5につきましては、先ほどから申しておりますように、それぞれ任期満了に伴う選任ということで、議会運営委員会委員の選任につきましては初日の11月20日を、常任委員会委員の選任につきましては2日目、11月21日を予定して

おるところでございます。

6、特別委員会の選任につきましては、現議長のもとで辞職許可をいたす関係で、辞職願の提出日を11月19日、前日としております。

また、7、監査委員の選任につきましては、辞職願の提出に伴う委員選任の議案の提出を市長のほうでしていただくこととなりますが、辞職願等の提出日につきましては、11月19日または20日、これにつきましては当局の関係課との協議が必要になろうかと思っております。

あけていただきまして、資料の5-3でございますが、資料の5-2で御説明いたしました臨時会の付議事件に係ります辞職願の取り扱いについてでございます。

1、本会議で選挙の手續を要するものとしましては、先ほど申しました議長及び副議長ということになります。これにつきましては、アで規定を示してございますが、地方自治法第103条第1項の規定によりまして、選挙することとなります。

また、イでございますが、議長及び副議長の任期につきましては、御承知のとおり地方自治法第103条第2項の規定上は、議員の任期によるものとされておりますが、議会構成に関する申合せ事項第1項第1号に掲げてありまして、2年で交代することとされ、同項第2号に規定してございますが、自主的に辞表を提出されることとなっております。

このため、ウになりますが、当該辞表の提出による議長及び副議長の辞職につきましては、地方自治法第108条の規定によりまして、議会の許可を得る必要があります。

2になります、議長が御指名されます委員等でございますが、議会運営委員会の委員につきましては、任期が委員会条例第4条第3項の規定によって準用します同条例第3条の規定によりまして、常任委員会の委員と同じく2年と定められておりまして、イになりますが、平成30年11月13日で任期満了となっております。このため、ウになりますが、辞職願の提出は不要となります。

(2) 常任委員会の委員についてでございますが、先ほど申しましたとおり、委員会条例第3条第1項で任期は2年と定められておりますので、イになりますが、任期満了の日は平成30年

11月14日でございますので、ウの辞職願の提出は不要となります。

(3) 特別委員会の委員につきましては、イでございますが、議会構成に関する申合せ事項第3項第3号アにおきまして、「特別委員会の任期は、特別委員会の委員に選任された日から特別委員会の付託事件に関する審査又は調査が終了するまで」と規定されてございますが、裏面をござんください。

ウでございますが、同号イでは、「上記アの規定にかかわらず、特別委員会の委員の任期中に、常任委員会の構成替えが行われる場合には、特別委員会の委員は、自主的に辞表を提出し、常任委員会の委員に準じて、特別委員会の委員を交代する」と規定されてございますので、エになりますが、辞職願の提出が必要となります。

3でございますが、市長に提案権のある職といたしまして、監査委員でございますが、イに監査委員の任期については、地方自治法第197条において、「議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による」と規定されてございますが、ウで、議会構成に関する申合せ事項第5項第1号におきまして、「議員の中から選出されました監査委員につきましては、議長、副議長に準じて2年で交代する」とし、同項第2号におきまして、「2年の期間満了に際しては、市長に対し自主的に辞表を提出する」と規定されておりますので、エになりますが、監査委員は、市長に辞表を提出する必要がございます。

なお、監査委員の辞職に伴いまして、新たな委員を市長が議案として提出することとなります。

続きまして、資料の5-4でございます。先ほど申し上げました臨時会に、今度は臨時会に付議しない各種委員等の辞職願の取扱いについてでございます。

まず、臨時会に付議しない各種委員等につきましては、広報委員会の委員、また各種審議会等の委員としまして、土地開発公社理事、民生委員推薦会委員並びに薩摩川内市都市計画審議会委員がございまして、まず、1の広報委員会委員につきましては、薩摩川内市議会における協議等の場に関する要綱第2条におきまして、任期は2年とされておきまして、平成30年11月14日で任期満了となりますことから、イになりますが、辞職

願を提出する必要はございません。

また、2の各種審議会等委員のうち、土地開発公社理事の件でございますが、お二人就任されておられますが、ウになります、議会構成に関する申合せ事項第6項第1号におきまして、「各種審議会等の委員は2年で交代するものとし、その改選は常任委員会委員の改選時期に行うものとする」とし、同項第3号におきまして、「各種審議会等の委員は2年の期間満了に際しては、自主的に辞表を提出する」と規定されておりますので、エの土地開発公社理事は、辞表を提出する必要がございます。

また(2)の民生委員推薦会委員でございますが、お二人御就任いただいておりますが、こちらにつきましても、土地開発公社理事と同様、ウになります、辞表を提出する必要がございます。

また、都市計画審議会委員でございます、4人御就任いただいておりますが、こちらも上の二つと同じようにエになります、辞表を提出する必要がございます。

あけていただきまして、資料の5-5でございますが、今後の協議日程の予定でございますが、本日臨時会の招集請求の決定をしていただきましたが、11月13日—臨時会の7日前になりますが—の議会運営委員会におきましては、臨時会の会期の決定、臨時会の日程、各種委員会等の希望表等の提出締め切り日の協議、正副議長選挙に係る所信表明発言通告書の通告締め切り日の協議。また、11月19日、臨時会前日の議会運営におきましては、臨時会の日程、議会運営委員会委員の選考、正副議長選挙に係る所信表明発言通告書の提出者の報告をいたす予定としてございます。

なお、表の下の米印でございますが、会派の異動等がある場合には、随時、御協議いただく必要があらうかと思えます。

以上で、説明終わります。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、説明のとおり臨時会の開催までに必要な手続等がありますので、よろしくお願いま

す。

なお、本件については、各会派所属議員分の資料を準備してありますので、各議員に配付の上、周知方をよろしくお願いたします。

以上で、議会構成替えに伴う臨時会の招集請求等についてを終了します。

△会派変更に伴う政務活動費の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一） 次に、会派変更に伴う政務活動費の取扱いについてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一） それでは、会派変更に伴います政務活動費の取扱いについてを御説明いたします。

資料6-1をごらんください。

政務活動費につきましては、平成30年度分、本年度分につきましては既に皆様方に交付しておる関係で、年度の途中で会派の所属議員数及び会派に属さない議員に異動が生じた場合には、政務活動費の返還または追加交付が生じることになりますので、念のため御説明するものでございます。

1、政務活動費の増減の具体例でございますが、

(1) 返還が生じる場合といたしまして、会派の所属議員数に減員が生じた場合、会派が解散した場合、会派に属さない議員が会派に入会した場合または新たに会派を結成した場合。

次に、(2) 追加交付が生じる場合でございますが、会派の所属議員数に増員が生じた場合、新たに会派を結成した場合、新たに会派に属さない議員となった場合でございます。

2、会派異動に伴う手続でございますが、まず、

(1) 会派の所属議員数に減員が生じた場合につきましては、政務活動費交付変更申請書を提出いただき、政務活動費の返還につきましては、既に交付した額から減員後の所属議員数に基づいて算定した額を差し引きました額を返還していただくこととなります。

例えば、月の途中で減員があった場合には、翌月以降について返還していただくこととなります。

(2) 会派が解散した場合でございますが、会派解散届、収支報告書—領収書、活動報告書及びその他の必要な書類を含めてでございますが、会派を解散した日から起算して30日以内にそれ

らの書類を提出する必要があると思います。

また、こちらの提出につきましては、政務活動費を今度は新たな会派等に追加交付する必要がありますので、提出締め切り日を早めさせていただくことがございますので、御注意いただきたいというふうに考えてございます。

政務活動費の返還でございますが、解散した日の属する月の翌月分（解散した日が月の初日である場合は当月分）以降の政務活動費及び解散した日までの政務活動費に残余金がある場合には、残余金についても返還していただくこととなります。

裏面でございますが、次に、会派の所属議員数に増員が生じた場合でございますが、政務活動費交付変更申請書並びに政務活動費交付請求書を提出いただき、政務活動費の交付につきましては、増員後の所属議員数に基づいて算定した額から既に交付した政務活動費の額を差し引いた額を追加交付いたします。

例えば月の途中で増員があったときは、翌月分からの追加交付となります。

(4) 新たに会派を結成された場合でございますが、会派結成届、政務活動費交付申請書並びに政務活動費交付請求書を提出していただき、政務活動費の交付につきましては、結成された所属議員数に基づいて政務活動費の額——3月までの月数分になりますが、一括して交付することとなります。また、月の途中で会派の結成があったときは、翌月分からの交付となります。

3、異動に伴う政務活動費の交付あるいは返還の時期でございますが、交付時期につきましては、異動日の翌月（異動日が月の初日の場合は当月）の末日までに交付したいというふうに考えてございます。返還の時期でございますが、異動日の翌月（異動日が月の初日の場合は当月）の末日までに返還いただくこととなります。このため、会派解散の場合は、収支報告書提出後、速やかに返還していただくこととなります。

なお、会派に属さない議員の方が、会派に属された場合にも同様の手続が必要となりますので、よろしくお願いたします。

4でございますが、年度当初に提出されました政務活動費交付申請書の記載内容（会派の名称、代表者、経理責任者）に変更が生じた場合につきましても、政務活動費交付変更申請書を提出いた

だくこととなりますので、御注意いただきたいと思えます。

なお、次のページに政務活動費の返還・交付のイメージを2パターン記載してございます。

まず、A会派が解散し、別の二つの会派を結成された場合でございますが、A会派の解散の翌月、初日の場合はその月からでございますが、政務活動費については、返還していただくこととなります。

また、解散日までに残余金がある場合につきましても、返還していただくこととなりますので、御注意いただきたいと思えます。

なお、新たにつくられましたB会派、C会派には、結成の翌月、初日の場合は当該月からでございますが、追加交付されるということになります。

2のA会派の一部の議員で新たに会派を結成される場合でございますが、これにつきましては、残余金については返還の必要は生じません。新たにつくられましたB会派につきまして、追加交付となるということでございます。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[発言する者あり]

○議事調査課長（砂岳隆一） 申しわけございません。資料6-2の説明を漏らしまして済みません。

資料6-1で御説明しました政務活動費に伴う届け出書類を添付してございますので、説明いたします。

会派結成届から活動報告書まで8種類の様式を添付してございます。

なお、提出者、提出先につきましては、記載のとおりでございます。また、7番目でございますが、政務活動費に係る収支報告書には備考欄がございますように、領収書、活動報告書等の添付が必要となります。大変申しわけございませんでした。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、会派変更に伴う政務活動費の取り扱い、資料のとおりとなりますので、御了承願

ます。

以上で、会派変更に伴う政務活動費の取扱いについてを終了します。

△タブレット端末導入に伴う会議資料等の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一） 次に、タブレット端末導入に伴う会議資料等の取扱いについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一） それでは、タブレット端末導入に伴います会議資料等の取扱いについて御説明いたします。

資料7をごらんください。

タブレット端末の導入に伴いまして、当局から送付されます資料及び議会事務局が作成します資料の取り扱いについて、御確認いただきたいと存じます。

1、紙資料の併用でございます。

ペーパーレス会議システムでございますサイドブックスの導入によりまして、資料はタブレット端末で閲覧できるようになりますが、会議におきましては議案などの紙資料も配付することといたし、当該取り扱いについては、本年12月定例会に係る6日前議運—11月22日でございますが—で配付する資料から開始したいというふうに考えてございます。

なお、紙資料を併用する期間は、今後、議会運営委員会で協議・決定していただきたいというふうに考えてございます。

2、併用期間が終了しても、当分の間、紙資料の配付を継続する資料についてでございます。

当初予算の予算書及び予算調書並びに決算書及び決算附属書につきましては、紙資料との併用期間が終了いたしましても当分の間、紙資料を配付することといたし、その期間につきましては、今後、議会運営委員会で御協議・決定していただきたいというふうに考えてございます。

3、タブレット端末の導入に伴いまして、紙資料の送付を廃止する資料でございますが、まず、

（1）主要事項処理経過報告書につきましては、今後、資料データ—PDFファイル等でございますが—を各議員へリンクイット等に添付いたしまして送信するとともに、後日閲覧していただ

きますように、サイドブックスに当該データを登録したいというふうに考えてございます。

また次に、市長の施政方針につきましても、定例会初日の二日前に各議員へリンクイット等で添付し送信しますとともに、定例会初日の本会議では、各議員の皆様がサイドブックスから閲覧できるように資料データを登録したいというふうに考えてございます。

次に、（3）でございますが、議会事務局からの各議員への通知・案内等につきましても、リンクイット等に添付し送信したいというふうに考えてございます。

また、主要事項処理経過報告書及び各議員の皆様への通知・案内等につきましては議会運営委員会で取り扱いを決定された日の翌日から、また、施政方針につきましては12月定例会分から運用を開始したいというふうに考えてございます。

4でございますが、タブレット端末等の運用方法の検証につきましては、タブレット端末及びサイドブックスの運用方法については、定例会終了ごとに議会運営委員会等で検証を行っていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

なお、本件については、各会派所属議員分の資料を準備しておりますので、各議員に配付の上、周知方をよろしくお願いします。

以上で、タブレット端末導入に伴う会議資料等の取扱いについてを終了します。

△委員会条例改正に伴う申合せ事項の改正について

○委員長（今塩屋裕一） 次に、委員会条例改正に伴う申合せ事項の改正についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一） それでは、委員会

条例改正に伴います申合せ事項の改正について御説明いたします。

資料8をごらんください。

9月定例会最終日の10月4日の本会議におきまして、薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが可決されましたことに伴いまして、4常任委員会が3常任委員会へ変更されることとなります。

つきましては、次のとおり申し合わせ事項を改正する必要があることから、御協議いただきたいと存じます。

まず、1、議会構成に関する申合せ事項の改正内容でございますが、4、広報委員会委員の選出についてでございます。

改正前をごらんください。委員は、総務文教委員会及び市民福祉委員会から二人ずつ、企画経済委員会及び建設水道委員会から一人ずつ選出するというふうに規定されておりますが、これにつきましては、改正後をごらんください。委員は、各常任委員会から二人ずつ選出すると規定してはいかかというふうに考えてございます。

また、改正前の第3号をごらんください。

委員が任期の途中において、その所属する会派を離脱し、又はその所属する会派が解散したときは、辞表を提出するものとする。なお、委員が離脱した会派においては、新たな委員を選出するものとするというふうに規定してございますが、これにつきましては、広報委員会委員を会派から選出していただいていたときの文言が残っております関係で、大変申しわけございませんけれども、今回の改正にあわせまして、改正後をごらんください。

委員が欠けたときは、欠けた委員の所属する常任委員会から、新たな委員を選出するものと規定してはいかかかと考えてございます。

次に、議会運営に関する申合せ事項の改正内容でございますが、改正前をごらんください。

常任委員会は、原則として1日2委員会開催するものとするという規定でございましたものを、改正後をごらんください。

常任委員会は、原則として1日1委員会とし、第3委員会室において開催するものとするというふうに規定してはいかかかと考えてございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありま

したが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、委員会条例改正に伴う申合せ事項の改正については、説明のとおりすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、委員会条例改正に伴う申合せ事項の改正についてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時47分休憩

~~~~~

午前11時22分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 今塩屋 裕 一